

「NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する研究会」

第6回会合 議事要旨

1 日 時

平成20年2月29日（金） 10:00～12:00

2 場 所

総務省第1特別会議室（中央合同庁舎2号館8階）

3 出席者

（1）研究会構成員

菅谷座長、石岡構成員、伊東構成員、音構成員、岸構成員、田中構成員、鳥居構成員、飛田構成員、山本構成員（9名）

（2）総務省側

鈴木総務審議官、小笠原情報通信政策局長、河内審議官、今林総務課長、吉田放送政策課長、奥放送技術課長、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長、長塩放送政策課企画官、井幡放送政策課課長補佐

（3）ヒアリング対象者

㈱日本経済団体連合会産業問題委員会エンターテイメント・コンテンツ産業部会 依田部会長、
㈱全日本テレビ番組製作社連盟 寺島副理事長

4 議 事

（1）開会

（2）議題

- ・関係者ヒアリング（コンテンツ関連）
- ・論点整理

（3）閉会

5 議事の概要

（本文中の記号の意味は、以下のとおり。）

○…構成員の発言 △…ヒアリング対象者の発言）

(1) ヒアリング対象者より、資料1に沿って説明。質疑、意見交換における主な発言は以下のとおり。

△ 文化性があり、そして教養番組をたくさん持つ、いわゆる公共放送であるNHKのBSというのは、非常に大切な媒体であって、大衆性、商業性を重視する一般地上波と違って、映画のような映像産業が、視聴率に左右されずに継続的に放映される。そういう番組についてはぜひ存続していただきたい。長期的に見れば、今はなるべく減らさずに2波を残して、その中でほんとうに諸外国にない、日本らしい番組構成ができるような環境を残していただきたい。

△ NHKの衛星放送は、多様なクリエイターたちが参加できる開かれた場を目指すべきであり、制作会社の制作と二次展開が一層適正かつ透明な取引形態で実現するような基盤整備が今後図られるべきである。

○ NHKと民放が、プロダクションの制作番組を購入する際の競争関係はどのようなものか。

△ どのプロダクションがどの放送局、どの枠で仕事を行うかについては、企画競合により決定されており、プロダクションの制作番組を購入する際に、NHKと民間放送事業者の間で競争はない。

△ プロダクションがNHKと著作権を共有している番組は、制作委託という形により制作される番組であり、それほど多くない。このほかに、演出者のみを貸し出す演出業務委託があるが、この場合、基本的にプロダクションは著作権を有していない。つまり、プロダクションは「発意と責任」のうち、発意がなければ著作権は与えられない。

仮に、NHKのチャンネル数が減少し、その分、プロダクションが番組制作への参加の機会を失った場合、相対的にプロダクションの権利が弱まる可能性がある。

○ コンテンツ産業の育成を図るためには、NHKの衛星放送のプラットフォームが存在しているだけでなく、契約形態もしっかりと整備していかなければならないではないか。

○ コンテンツ産業全体の底上げや多様性という観点から、NHKの衛星放送にどのような期待を寄せているか。

△ 視聴率、放映料、スポンサー等にとらわれないコンテンツのアウトプットの間として、NHKの衛星放送には非常に期待している。

(2) 事務局より、資料2に沿って説明。質疑、意見交換における主な発言は以下のとおり。

○ 優秀な人材を育成する場を確保するために、NHKがコンテンツの委託比率を高めることは評価できるのではないか。

○ NHKの衛星放送の保有チャンネル数を2チャンネルにする案には賛成だが、無条件には認められないのではないか。よく質の高い番組ということが言われるが、質とは何なのかということについて、供給側の理論に近い言い分の可能性がある受益と負担という観点は、重視しなければならないと思っており、そう考えた場合には、ニュースと娯楽で分けるというような議論がされているが、例えば娯楽に関しては、この受益と負担という観点で考えると、スクランブル化も必要なのかとか、いろいろ論点として広がる部分はあり得る。

また、そのチャンネル数についても、今後の技術や環境を踏まえ、将来見直していく必要があるのではないか。

○ NHKの提案するコンテンツのプラットフォームという役割についても、独立系のコンテンツ会社に対して、番組を二次利用、三次利用という形で海外展開できるチャンスや、国内の別のプラットフォームで、番組を展開できるチャンスを確保しなければ、ただ衛星チャンネルの時間を埋めるだけで終わってしまうのではないか。

○ NHKの場合、コンテンツが気に入らなくても契約を打ち切ることができないため、例えば視聴率や受信者のアンケート等の活用によって、NHKの衛星放送の保有チャンネル数について、適宜見直していく仕組みを作ることが必要ではないか。

- NHKの衛星放送には、新しい放送技術だけではなく番組の制作技術に関しても放送業界全体を引っ張っていく役割があるのではないかと。
- NHKにおいてはコンテンツの権利が、民放と比べて少し開放されてきたとのことであるが、今後の衛星チャンネルの新しい枠組みの中で、制作技術の開発と同時に、著作権の問題も含めて、どのようにコンテンツを制作していくのかという制作システムの開発も課題になってくるのではないかと。
- 衛星放送は地上放送と異なり、より番組の多様性を図ったり、あるいは技術的に様々な実験を行う場になるべきであり、そのために、いわゆる視聴率という形ではなくて、外部の声を積極的に取り入れる、あるいは聞く場が必要になるのではないかと。

(3) その他

次回会合（第7回会合）は、平成20年4月9日（水）に開催することとした。